

助成金申請と手術の進めかた

① 保健所に事前（手術前）にご相談

- ・申請の条件などを聞きましょう
- ・毎年度の予算に限りがありますので、申請ができるか聞いてください
- ・申請可能であれば、申請書類等をもらいましょう
- * 助成金の上限は1匹あたり1万円（雄雌ともに）です。

【飼い主がいないことの書面確認】

②猫のリスト（写真付）・生息地域の地図を作成→猫の生息地域の住人2名以上に確認をしてもらい、その猫に飼い主がいないことが明らかなことの証言を得ましょう
（証言者は申請者とその家族を除く）

【参考様式3】
飼い主のいないことを地域住民に確認した書類（猫のリスト）

* 猫のリスト・猫の全身写真・地図で確認

【参考様式2】猫が生息する地域の地図
（主に見られる場所に印をつけてください。）

③動物病院の了解を得て、手術費用の見積書をもらいましょう

【参考様式4】手術費見積書
動物病院に次のことについて説明し、同意を得ましょう

- * 飼い主のいない猫であること
- * 市助成金申請に使用すること
- * 手術後に【参考様式5】獣医師の報告書への署名・押印が必要なこと

④手術予定日が決まったら、実施計画書と地域に周知する周知文書等案を作ります

【参考様式1】手術実施計画書

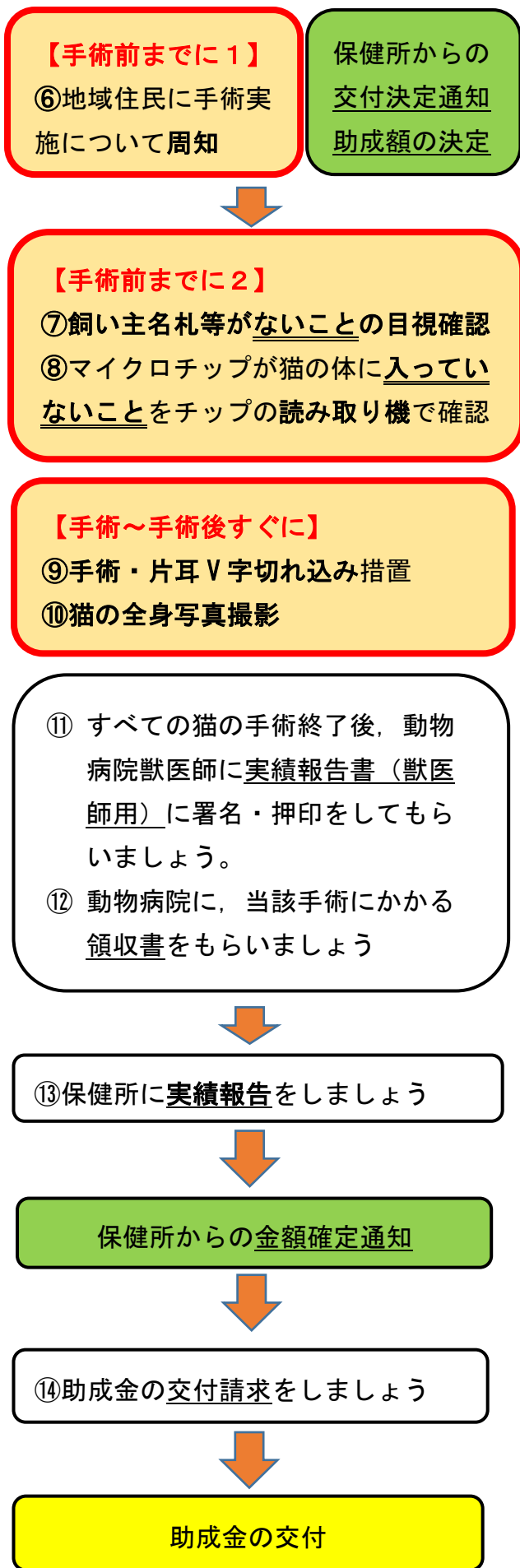
実施計画書に周知文書等案を添付
＜必須の周知内容＞

- ・飼い主のいない猫の不妊去勢手術をすること（耳のV字の切れ込みを含める）
- ・手術に当たっては、市の助成金を受ける可能性があること
- ・手術した猫は原則保護した場所に戻すこと
- ・手術予定日 ・手術頭数
- ・手術日の飼い猫の室内飼養等のお願い
- ・保護実施者の名前・連絡先

⑤助成金交付申請書を作成し、添付書類を添えて申請しましょう

添付書類

- 【参考様式1】手術等実施計画書（周知文書を添付）
- 【参考様式2】猫が主に生息する地域の地図
- 【参考様式3】飼い主のいないことを地域住民に確認した書類（猫のリスト）（写真を添えて）
- 【参考様式4】手術費見積書
- 【その他】その他必要に応じて指示のあった書類



周知（手術前までに）
文書の回覧・各戸配布・集会における説明などにより、④で作成した周知文書により周知します。

交付額についてお知らせします。

☆手術は、交付決定通知を受けて60日以内、または交付決定を受けた年度の3/31までの、いずれか早い日までに行う必要があります。

見積書をとった動物病院で手術します
その際、次の書類を提示します

- ・助成金額決定通知書
- ・【参考様式5】実績等報告書（獣医師用）様式

☆手術前にマイクロチップが猫の体に入っていないこと（＝飼い主がないこと）を、専用の読み取り機で確認します。

- ・マイクロチップ：15桁の番号情報が入っているチップ。この数字で、飼い主がだれか分かりません。
- ・マイクロチップ読み取り機：猫の体の外から読み取ります。マイクロチップが入っていると、15桁の数字が表示されます。
- ・猫の全体写真：申請した猫とわかるもので、耳にV字の切れ込みを入れたことがわかるものを手術後に撮ります。

手術実施後、保健所に提出するもの

- 【様式5】実績等報告書（事業実施者による）
（すべての猫の手術が終了した日の翌日から15日以内もしくは当該年度の3/31までのいずれか早い日までに提出が必要）
<添付するもの>
 - ・【参考様式5】実績等報告書（獣医師による）
 - ・猫の全体写真（上記写真）
 - ・領収書
 - ・その他必要な書類

確定通知後、保健所に提出するもの

- 【様式7】助成金請求書
（実績報告後すみやかに提出が必要）
1匹あたり、1万円を上限とし、手術費用実費を請求します
例）雌：手術費用30,000円→助成額10,000円
雄：手術費用8,000円→助成額8,000円
助成金は、原則銀行等に振り込みされます。

⑥の周知は、申請前から行っていただいても構いません。

（回覧による周知は、回覧終了してから手術の実施になります。期間等にご注意ください。）